

農用地利用集積等促進計画(賃借権又は使用貸借による権利の設定関係)

市町名(多賀町)

番号	権利の設定を受ける者		権利の設定をする土地						設定する権利						
	氏名又は名称	住所	所在				現況地目	面積 m ²	権利の種類	内容	始期 年.月.日	終期 年.月.日	存続期間	借賃 (/10a)	借賃の支払の方法
			市町	大字	字	地番									
1	土田営農 農事組合法人	滋賀県犬上郡多賀町	多賀町	土田	囲井	1404	田	2,602	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
2	土田営農 農事組合法人	滋賀県犬上郡多賀町	多賀町	土田	囲井	1407	田	2,162	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
3	土田営農 農事組合法人	滋賀県犬上郡多賀町	多賀町	土田	一番町	1520	田	2,839	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
4	土田営農 農事組合法人	滋賀県犬上郡多賀町	多賀町	土田	高久保	1428-1	田	2,676	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
5	土田営農 農事組合法人	滋賀県犬上郡多賀町	多賀町	土田	高久保	1428-2	田	600	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
6	土田営農 農事組合法人	滋賀県犬上郡多賀町	多賀町	土田	上南代	406	田	760	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年	8,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
7	土田営農 農事組合法人	滋賀県犬上郡多賀町	多賀町	土田	川原	1476	田	2,025	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
8	土田営農 農事組合法人	滋賀県犬上郡多賀町	多賀町	土田	川原	1477	田	4,269	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
9	土田営農 農事組合法人	滋賀県犬上郡多賀町	多賀町	土田	川原	1478	田	4,276	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
10	土田営農 農事組合法人	滋賀県犬上郡多賀町	多賀町	土田	川原	1482	田	2,958	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
11	土田営農 農事組合法人	滋賀県犬上郡多賀町	多賀町	土田	川原	1483	田	4,034	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
12	土田営農 農事組合法人	滋賀県犬上郡多賀町	多賀町	土田	泥田	1456	田	3,742	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
13	土田営農 農事組合法人	滋賀県犬上郡多賀町	多賀町	土田	泥田	1461	田	2,191	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
14	土田営農 農事組合法人	滋賀県犬上郡多賀町	多賀町	土田	土田町	1557	田	1,246	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
15	土田営農 農事組合法人	滋賀県犬上郡多賀町	多賀町	土田	南代	1532	田	3,014	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
16	土田営農 農事組合法人	滋賀県犬上郡多賀町	多賀町	土田	南代	1543	田	1,686	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
17	土田営農 農事組合法人	滋賀県犬上郡多賀町	多賀町	土田	芭蕉目	1028	田	858	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年	8,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
18	土田営農 農事組合法人	滋賀県犬上郡多賀町	多賀町	土田	百樹	1715	田	3,334	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
19	土田営農 農事組合法人	滋賀県犬上郡多賀町	多賀町	土田	舞台	1496	田	1,852	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
20	土田営農 農事組合法人	滋賀県犬上郡多賀町	多賀町	土田	舞台	1504	田	4,635	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
21	土田営農 農事組合法人	滋賀県犬上郡多賀町	多賀町	土田	舞台	1505	田	4,689	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
22	土田営農 農事組合法人	滋賀県犬上郡多賀町	多賀町	土田	舞台	1506	田	3,246	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
23	土田営農 農事組合法人	滋賀県犬上郡多賀町	多賀町	土田	舞台	1507	田	3,194	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
24	土田営農 農事組合法人	滋賀県犬上郡多賀町	多賀町	土田	北浦	1372	田	5,370	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
25	土田営農 農事組合法人	滋賀県犬上郡多賀町	多賀町	土田	廣畑	1388	田	4,175	賃借権	水田	R6.4.1	R16.3.31	10年	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し

※公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「法」という。)第18条第7項の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところにより賃借権の設定等を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するとき、又は農地法(昭和27年法律第229号)第6条の2第2項の規定による通知を受けたときは、知事の承認を受けて、農用地等に係る賃借権又は使用貸借の解除をすることができる。

- 1 当該農用地等を適正に利用していないと認めるとき
- 2 当該農作業を適正に行っていないと認めるとき

番号	権利の設定を受ける者		権利の設定をする土地				設定する権利								
	氏名又は名称	住所	所在				現況 地目	面積 ㎡	権利の種類	内容	始期 年.月.日	終期 年.月.日	存続期間	借賃 (/10a)	借賃の支払の方法
			市町	大字	字	地番									

3 正当な理由がなくて法第21条第1項の規定による報告をしないとき